

行政手続における押印廃止の手続数等について

本市では、市民、事業者等からの申請、届出等の手続について、令和3年1月に方針を定め、押印を廃止することとし、押印規定の改正に向けて手続の精査を進めた結果、押印廃止手続数が次のとおり確定しました。

1 基本的な考え方

内閣府に設置された規制改革推進会議において、行政手続における押印原則等の見直しが要請され、地方公共団体においても、それらに積極的に取り組むよう通知がありました。

このようなことから、市民サービスの向上や業務の効率化を図るため、行政手続における押印の見直しを実施したものです。

2 押印の見直しの方針

次の基準により押印の廃止の可否について判断しました。

- (1) 条例等に根拠がない押印は、原則廃止とする。
- (2) 条例等に基づき押印を求めている書面については、求めている押印の種類、行政手続の内容・目的・趣旨等を踏まえた上で、押印が求められている趣旨等に合理的理由があることについて検討し、真に必要な場合を除き、条例等根拠規定を改正のうえ押印廃止する。

3 対象文書

本市に提出されるすべての申請書等（人事に関する書類等の内部事務において使用されるものも含む。）

4 押印廃止結果

	押印を求める様式の数	押印を廃止する様式の数	廃止割合 (%)
条例	2	2	100.00%
規則※1	432	402	93.06%
規程※2	163	108	66.26%
要綱・要領	697	688	98.71%
その他	142	125	88.03%
計	1,436	1,325	92.27%

※1 議会規則、教育委員会規則、公平委員会規則、農業委員会規則を含む。

※2 議会訓令、教育委員会訓令、選挙管理委員会訓令、水道事業管理規程、消防本部訓令を含む。

5 実施年月日

令和3年4月1日